

令和5年第1回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 5 年 2 月 17 日（金曜日）

議 事 日 程（第1号）

第1 仮議席の指定について

第2 議長の選挙について

追加日程第1の1 第1 議席の指定について

追加日程第1の1 第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第1の1 第3 会期の決定について

追加日程第1の1 第4 副議長の選挙について

追加日程第1の1 第5 四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及
び産業建設常任委員会委員の選任について

追加日程第1の1 第6 四万十町議会広報広聴常任委員会委員の選任について

追加日程第1の1 第7 四万十町議会議会運営委員会委員の選任について

追加日程第1の1 第8 四万十町都市計画審議会委員の選任について

追加日程第1の1 第9 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定める
ことについて）

追加日程第1の1 第10 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定める
ことについて）

追加日程第1の1 第11 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定める
ことについて）

追加日程第1の1 第12 同意第1号 監査委員の選任について

追加日程第1の1 第13 議案第1号 令和4年度四万十町一般会計補正予算（第7号）
について

追加日程第1の2 第1 閉会中の継続調査の申し出について

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第2まで

追加日程第1の1第1から追加日程第1の2第1まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（16名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 水間淳一君 | 2番  | 橋本章央君  |
| 3番  | 中野正延君 | 4番  | 林健三君   |
| 5番  | 堀本伸一君 | 6番  | 山本大輔君  |
| 7番  | 武田秀義君 | 8番  | 村井眞菜君  |
| 9番  | 緒方正綱君 | 10番 | 中屋康君   |
| 11番 | 田邊哲夫君 | 12番 | 伴ノ内珠喜君 |
| 13番 | 佐竹将典君 | 14番 | 古谷幹夫君  |
| 15番 | 下元真之君 | 16番 | 味元和義君  |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

|                  |       |              |        |
|------------------|-------|--------------|--------|
| 町長               | 中尾博憲君 | 副町長          | 森武士君   |
| 政策監              | 大元学君  | 会計管理者        | 細川理香君  |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 池上康一君 | 危機管理課長       | 西岡健二君  |
| 企画課長             | 川上武史君 | 農林水産課長       | 佐竹雅人君  |
| にぎわい創出課長         | 小笹義博君 | 税務課長         | 戸田太郎君  |
| 町民課長             | 今西浩一君 | 建設課長         | 竹内幸喜君  |
| 健康福祉課長           | 長森伸一君 | 高齢者支援課長      | 三本明子君  |
| 環境水道課長           | 小嶋二夫君 | 教育長          | 山脇光章君  |
| 教育次長             | 浜田章克君 | 生涯学習課長       | 味元伸二郎君 |
| 学校教育課長           | 岡英祐君  | 農業委員会事務局長    | 西田尚子君  |
| 農業委員会会長          | 太田祥一君 | 総務課財政班長      | 片岡丈明君  |
| 大正・十和診療所事務長      | 国澤豪人君 | 特別養護老人ホーム事務長 | 三宮佳子君  |
| <u>大正地域振興局</u>   |       |              |        |
| 局長兼地域振興課長        | 北村耕助君 | 町民生活課長       | 田邊真司君  |
| <u>十和地域振興局</u>   |       |              |        |
| 局長兼地域振興課長        | 富田努君  | 町民生活課長       | 畦地永生君  |

~~~~~

事務局職員出席者

事務局長	長谷部 卓也 君	次	長 正岡 静江 君
書 記	友 永 龍二 君		

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○事務局長（長谷部卓也君） 改めまして、皆様、おはようございます。

私は四万十町議会事務局長の長谷部です。どうぞよろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。水間淳一議員、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（水間淳一君） 皆様、おはようございます。

ただいま紹介をいただきました水間淳一でございます。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行ないます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和 5 年第 1 回四万十町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議順序に従い会議を進めます。

日程に先立ち、町長から「ご挨拶」したい旨の申し出がっております。

これを、許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

四万十町議会議員選挙後の初議会です。第 1 回四万十町議会臨時会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

新しく選ばれた議員各位をお迎えして、謹んで、こうしてご挨拶を申し上げる機会を賜りましたことは、私のもっとも光栄とするところです。新しく選ばれた議員におかれましては、去る 1 月29日に執行された四万十町議会議員選挙において、町民の信任と期待を担って、この度めでたくご当選の栄誉を得られ、本日ここに、初議会を開催する運びとなりましたことは、誠にご同慶に堪えない次第です。本町も平成18年の合併以来、17年が経過しようとしておりますが、人口の減少率がやや鈍化しているものの、いまだに人口減少と少子高齢化に歯止めが掛かっていない状況にあります。

平成27年より取り組んでいる地方創生総合戦略の推進や、県が策定し推進している高知県産業振興計画の推進等によって、我が四万十町生活、事業活動の拠点として移住するUターン、Iターン者や起業創業される人たちも増加している状況にはあります。そうした好循環の兆しも伺えるところですが、本町においては、今後も引き続き高齢化の進

行や、20、30代の人口減少、とりわけ若い女性と出生数の減少を抑制することが、大きな課題となっています。

そうした中で若者や女性に見られておりますが、便利で快適だと思われる、東京都などの大都市から農山漁村地域へ向かう人の流れが起きております。こうした田園回帰の現象こそが、地方の価値を表していると思います。外から入ってくる、帰ってくる人たちを新しく迎え入れ、ここで生活している住民と共に新しい地域をつくっていく取り組みこそが、これからの四万十町の姿であり、私たちの責務ではないかと考えています。

こうしたまちづくりを、議員の皆様のご指導ご提案をいただきながら、力強く進めて参る所存です。もとより未熟ではありますので、議員各位には何かとご迷惑をおかけするところと存じますが、何卒温かくご理解いただき、町民の福祉と町政発展のため格別のご指導、ご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

改めまして、この度精神はつらつたる議員各位をお迎えできましたことは、各般事業遂行上、非常な力強さを覚え、まことに感激に堪えません。どうか議員各位におかれましてはますますご健勝でご活躍くださいますようご祈念を申し上げまして、私のご挨拶とします、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（水間淳一君） これで町長のご挨拶を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○臨時議長（水間淳一君） 日程第1、仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

なお、仮議席指定表をお手元に配付しております。

休憩します。

午前9時36分 休憩

午前9時55分 再開

○臨時議長（水間淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○臨時議長（水間淳一君） 日程第2、議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（水間淳一君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席2番橋本章央君及び仮議席9番緒方正綱君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（水間淳一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水間淳一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（水間淳一君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔点呼・投票〕

○臨時議長（水間淳一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（水間淳一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席2番橋本章央君及び仮議席9番緒方正綱君の開票の立会をお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（水間淳一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票。

有効投票16票。

無効投票0票です。

有効投票のうち味元和義君10票、堀本伸一君6票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。法定得票数を満たしております。したがって、味元和義君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（水間淳一君） ただいま議長に当選されました味元和義君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知を行います。

味元和義君、議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いいたします。

○14番（味元和義君） この度、皆さまのご信任をいただき、議長に就任しました。味元です。

これからの議会、やはり町民のためを第一に考えて、議会議員をやっていきたいと思っております。新しい議員が4名できました。この若い力をフルに発揮できるように、一生懸命私も頑張ります。そして執行部の皆さんには、これから議会と共に、住んでよかったと思える四万十町にするように一生懸命頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○臨時議長（水間淳一君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。皆様方のご協力、まことにありがとうございました。

議長と交代いたします。

ここで休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長を交代しました。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより追加議事日程第1号の追加1に従い会議を進めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第1、議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

なお、議席表を配付しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第2、会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番中野正延君及び10番中屋康君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（味元和義君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番林健三君及び11番田邊哲夫君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（味元和義君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（味元和義君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔点呼・投票〕

○議長（味元和義君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

4 番林健三君及び11番田邊哲夫君、開票の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（味元和義君） 選挙の結果を報告します。

投票総数16票。

有効投票13票。

無効投票 3 票。

有効投票のうち橋本章央君12票、堀本伸一君 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、橋本章央君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（味元和義君） ただいま副議長に当選されました橋本章央君が議場におられます。

会議規則第33条第 2 項の規定により、本席から当選の告知をします。

橋本章央君、副議長当選の承諾並びにご挨拶をお願いします。

○2 番（橋本章央君） 副議長に選んでいただきまして、ありがとうございます。先ほど申し上げましたように議長を補佐し、精一杯務めさせていただきます。皆様方各位の、こ

れまで以上のご指導ご鞭撻よろしく願いいたします。謹んでお受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） これで副議長の選挙を終わります。

暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午後 1 時30分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第5、四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会総務常任委員会委員、教育民生常任委員会委員及び産業建設常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、ただいまから各常任委員会を議長より招集します。

令和5年2月17日。

各常任委員様。

四万十町議会議長。

各委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、各常任委員会を招集しますので出席願います。

日時、令和5年2月17日午後1時31分。場所、総務常任委員会は委員会室1、教育民生常任委員会は委員会室2、産業建設常任委員会は議会図書室でお願いいたします。

各常任委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後 1 時32分 休憩

午後 1 時35分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

総務常任委員長武田秀義君、総務常任副委員長中屋康君、教育民生常任委員長林健三君、教育民生常任副委員長下元真之君、産業建設常任委員長古谷幹夫君、産業建設常任副委員長村井眞菜君、以上のとおりです。

○議長（味元和義君） 広報広聴常任委員名簿の配布をします。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 6、四万十町議会広報広聴常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

四万十町議会広報広聴常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会広報広聴常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第 1 項の規定により、ただいまから四万十町議会広報広聴常任委員会を議長より招集します。

令和 5 年 2 月17日。

四万十町議会広報広聴常任委員様。

四万十町議会議長。

委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、広報広聴常任委員会を招集しますので出席願います。

日時、令和 5 年 2 月17日午後 1 時40分。場所、委員会室。

広報広聴常任委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後 1 時37分 休憩

午後 1 時40分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報広聴常任委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

広報広聴常任委員長下元真之君、広報広聴常任副委員長山本大輔君、以上のとおりです。

暫時休憩します。

午後 1 時40分 休憩

午後 1 時41分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 7、四万十町議会議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

四万十町議会議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

四万十町議会委員会条例第10条第 1 項の規定により、ただいまから議会運営委員会を議長より招集します。

令和 5 年 2 月17日。

議会運営委員様。

四万十町議会議長。

委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、議会運営委員会を招集しますので、出席願います。

日時、令和 5 年 2 月17日午後 1 時45分。場所、委員会室にて行います。

議会運営委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後 1 時41分 休憩

午後 1 時46分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告いたします。

議会運営委員長水間淳一君、議会運営副委員長田邊哲夫君、以上のとおりです。

都市計画審議会委員名簿を配布します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第8、四万十町都市計画審議会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第9 報告第1号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第1号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件については、中学校の部活動を行っていた際に発生した財物事故の損害について、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としては、令和4年7月27日、窪川中学校ソフトボール部の活動中にボールが防球用ネットを飛び越えたため、近隣住宅の波板屋根の一部を破損したもので、令和4年12月16日に、その修理費用として3万5,860円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。以上です。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲男君。

○11番（田邊哲夫君） 町長から報告があった専決処分ですが、事故があったのが去年7月27日です。約5ヶ月経過して専決処分をしています。あまりにも遅いのではないかと。

の間には9月、12月定例会があったわけですが、何ゆえに今議会で報告をせねばなかったのかという点と。国家賠償法の関係で言うならば、当然、教育委員会の施設ですので町に、設置または管理に関する瑕疵があるという認定ですが、今後も想定される事案だと思うんですが、その後、ボールが飛び越えることがないように、どう処理をされてきたのか、されるおつもりかについて質問します。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） この案件については、相手方の近所にお住まいの方から11月上旬に教育委員会に連絡があり、そこで発覚したものです。その後、所有者に状況を確認しようとしたところ、本人が高齢であって状況が確認できないということでしたので、県外に住まわれているご家族と示談の交渉を行うこととなっておりました。

しかしながら、県外のご家族が非常に遠方にお住まいであることから、たまにしか四万十町に帰省されないということもあり、その帰省された日に合わせて、交渉を行うことになりました。その交渉の中で現場の状況ですとか、学校の部活動の活動状況から、発生が7月27日と特定されたものです。

また、相手方との交渉にも一定の期間を要しましたので、示談が成立したのが12月16日となっております。このことから、9月及び12月定例会には間に合いませんでしたので、専決処分を行いました。そして、専決処分後の直近の議会である今回の臨時会に報告したものととなっております。

もう一点のご質問、今後、同じようなことが起きないように、どのような対策をするかですけれども。窪川中学校のグラウンド、特にソフトボール部の活動する場所は、数年前にも確かにボールが飛び越えた事例があったようで、その後もかなり大きな施設整備をしている状況ですので、通常であれば、こういうことがなかったんですけれども、今回のように想定外のことが起きましたので、ソフトボール部の顧問とも話をし、民家の方向には、練習でボールを打つことがない指導を、現在教育委員会で行っています。以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10報告第2号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第2号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件については、四万十町立七里小学校の敷地で発生した財物事故の損害について、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としては、令和4年11月14日午後2時頃、七里小学校敷地内において、児童がグラウンドの土が付着した状態の手で駐車中の車に触れたため、車両を傷つけたものでして、令和4年12月20日に、その修理費用として7万3,549円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。以上です。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第11報告第3号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第3号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件については、本町が管理する自動車による物損事故の損害について、損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としては、令和4年12月15日午後3時頃、米奥582番地先のT字路交差点で、本町職員が運転する公用車が左折中に直進車と衝突し、相手方の車両が損傷したものでして、令和5年2月1日に、その修理費用として12万5,576円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

先の9月定例会で、こういった同種の案件が発生しました。その後、現場で法令遵守、交通安全の遵守の下で、指導してきましたけれども、再びこうした事故が発生し、非常に責任を感じるところですが、今後も引き続き、しっかり交通安全運転の遵守に向けて、それぞれの職員に指導してまいります。そういったことで、どうかよろしくお願ひしたいと思います。改めてお断りを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

11番田邊哲男君。

○11番（田邊哲夫君） 疑問点は問いただすのが私の考え方ですのでお伺いしますが、昨年9月にも、あってはならない職員による事故があり、同じような損害賠償を支払ったということです。今回の相手は個人ですが、議員の手元には、現場の写真が添付されていますので、これを見ると両脇が田んぼで、直進車と衝突したということです。恐らく細い道から大きな道へ左折しようとしたのでしょうが、一時停止さえすれば、こういう事故は起きないので、あまりにもこの地図から見ると、見通しのいい場所ではなかったかなと思う。職員を責めるつもりはありませんが、事故が続くので、本人から事情を聞いた上で報告だと思ふわけですが、どうして見通しのいいように思うところで起こったのか、もう少し丁寧な説明があってもいいのではないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） まずはお答えする前に、職員が関わった事故ということで、人身事故にはなりませんでしたが、相手方には、大きな迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

その上で、お答えします。議員には資料をお配りしており、上から見ればかなり見通しが良いように見えますけれども、実際、本人にも指導を兼ねて呼び出して話を聞いたところ、この法面に雑草が生えており、なかなか見にくかった。一旦停車したけれども、ずりずりと前に出て横からの直進車に接触したという状況でした。責任割合は8対2で、前方不注意ということで、町に責任があるということでしたので、それに従って損害賠償の請求となっております。以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10同意第1号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により緒方正綱君の除斥を求めます。

〔9番緒方正綱君 退場〕

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第1号監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任する監査委員について、緒方正綱議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

ご審議のうえ、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより同意第1号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第1号監査委員の選任についてを採決します。

この表決は、起立により行います。

緒方正綱君を選任することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。よって、緒方正綱君を選任する件は、これに同意することに決定しました。

緒方正綱君の除斥を解きます。

〔9番緒方正綱君 着席〕

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第13議案第1号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第1号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、国は、安全・安心で利便性の高いデジタル社会実現のため、マイナンバーカードの普及を進めており、本町も連携して取り組んでおります。

本年度については、町の施策として、カードの普及促進と、新型コロナウイルス感染症禍の影響を受けた町民生活を支援するため、カード保有者及び新規取得者に対して、1人当たり3万円分の四万十町商工会商品券の配布事業を計画し、カード交付率80%を目標とした事業予算の議決を経て、昨年9月から取組を強化したところです。

その後、国の方針として、現在使用されている紙の健康保険証を2024年秋に原則廃止して、マイナンバーカードに一本化することや、紙の健康保険証を使った場合の患者負担を引き上げる方向で調整することが明らかにされたことなどの影響もあり、本町のカード申請者数は急増し、本年1月には延べ1万2千人を超え、当初の目標値は、おおむね達成された状況となっております。

今後、町としては、町民の皆さまの利便性向上と将来的な負担軽減を図るため、できる限り早期のカード取得と、健康保険証としての利用登録等にご協力をいただきたく、未申請者への勧奨のほか、申請・受取り・交付手続きの休日対応なども行いながら、より一層のカードの普及に取り組んでまいります。

このような状況から、令和5年3月31日までに、カードを申請していただいた町民の皆さまに、もれなく商品券を配布できるよう、直近のカード未申請者約3,000人のうち2,300人が申請するものと見込み、商品券購入費の不足分を追加計上するものです。

補正内容としては、2款総務費で生活支援・マイナンバーカード取得促進商品券代6,000万円を追加計上しております。

また、これを賄う歳入として、第1表の歳入に記載のとおり、財政調整基金繰入金6,000万円を追加計上しております。

以上の結果、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ6,000万円の追加計上となり、累計予算額は、歳入歳出それぞれ203億1,600万円となっております。

ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） それでは補正予算について質疑します。提案のように昨年9月定

例会で、一般財源である財政調整基金4億円を取り崩した記憶があつて、今回は6,000万円で、財政調整基金を4億6,000万円余り取り崩して、町民にマイナンバーカードを作ってもらおうという流れで、今回も補正予算を組まれたわけですが。

3万円商品券を配るということで、かなりの町民がマイナンバーカードの交付を受けた実績もあることは分かるわけですが、今、提案あつた中で、国の今の考え方と違ってきたのは、当初は、厚生労働大臣もマイナンバーカードを作ってもらうために、カードを作らない者には有料で保険証の対応をすと言っていました。しかし、喫緊の国会ではマイナンバーカードを作らなくても、有料にはしないと。その代わり、毎年度、申請しなきゃ保険証は配付しません、交付しませんよという圧力もかけてくるようですが、今、負担が増えるという説明がありましたね。カードに一本化することや、紙の健康保険証を使った場合の患者負担を引き上げる方向で調整することが明らかになったと言われますが、国会での厚生労働大臣の答弁を聞くと、有料にはしないと、負担にはならないのではないかなと。作るか作らないかは本人の自由ですが、負担がかかるのが明らかなのか、今も変わらないのかどうか。私の認識不足かどうか、その点、お伺いします。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） まず、マイナンバーカードの申請状況は、資料に記載のとおり、この半年ほどで約7,000人の町民の皆様にご協力をいただきましたことを、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

質問の負担が増えるという意味ですが、特に国の方では、マイナンバーカードと保険証の一体的な利用ということで、日々めまぐるしく状況が変わってきていますが、現在、分かっている情報としては、2024年秋をめどに、保険証と一体化されること。それから、マイナンバーカードの保険証利用をされない方、マイナンバーカードをお持ちでない方の健康保険証については、資格確認書と呼ばれるものを無料で交付して、そちらの資格確認書の有効期限が一年ですので、その後も一年ごとに更新が可能であること。現在の紙の保険証自体も、廃止後は一年程度の経過措置を設けて、そのまま利用できる方向で調整がされるであろうと方針が示されております。

また、マイナンバーカードの交付期間についても、短縮をする方針が示されておりました、窓口に来ていただく必要はありますが、来てから5日後に郵送交付できる特急交付みたいな形の仕組みも作ると、本日の報道発表もありました。実際、マイナンバーカードの保険証利用をされない方への負担が増えるかということ、資格確認書の発行には金銭的な負

担は生じることはありません。無料で交付する方針が発表されております。

しかし、先日の国会の発言の中で、この夏をめどに、実際に医療機関で受診した際の初診手数料等には、紙の保険証とマイナンバーカードの保険証利用をした場合では金額に差を設けることになっておりますので、マイナンバーカードの保険証利用よりも紙の保険証を使って受診した患者は、金額は詳しくは分かりませんが、高くなる方向で、夏の国会あたりで議論をすると示されておりますので、そういった部分での負担が増加する恐れがあるという意味で書いております。

○議長（味元和義君） 11番田邊哲夫君。

○11番（田邊哲夫君） 担当課長も苦しい答弁をされていますが、当初はマイナンバーカードを普及させるがために国は有料にすると、検討すると言っていた。しかし、今答弁にもあったように、今のところマイナンバーカード作らなくても、新年度に負担はかかってこないというのが国会での答弁ですので、これはもう間違いはないわけですね。

だから、提案の説明が若干違っているので、このままですかという質問をしたわけです。それと、秋までに町内で、直営診療所も含めて、マイナンバーカード作れば、どの病院行ってもそのカードが自由に使えて、保険証は提示しなくていいと、着実に進んでいるのかどうなのか。マイナンバーカード作って持って行ったけど、使えなかったよとか。住民票はそれで使えますと言うかもしれませんが、今も提案もあったように、保険証との問題を私は言っています。秋までには必ず直営診療所を含めて、診察にカードを持って行けば保険証はいらない形で進むのかどうなのか、答弁を求めます。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 健康保険証とマイナンバーカードとの一体化の件ですが、秋までのというのは、正確には2023年秋までですので、来年秋に一体化の予定になっております。※P. 21 訂正あり国の方針ですので、現在、国から各医療機関等については、できるだけ速やかに、マイナンバーカードの保険証利用ができる環境を整える要請もされており、順次進められておりますので、まだこれから一年半ほど時間がありますので、それまでには一定、ほぼ全てに近い状態の医療機関で利用できるものになっておると考えております。

また、直営の町内国保診療所については本年度予算で、措置されておると記憶しておりますので、年度内には運用がされるのではないかと考えております。

なお、今の時点で町内の医療機関で利用できるところは数件と聞いておりますが、これも、年度内もしくは来年度早いうちに一定、利用できるものと考えております。以上で

す。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 先ほどの答弁の中で、2023年との答弁は、2024年の間違いです。訂正したいと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第1号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第7号）について採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されました。

その写しを配布しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） お諮りします。

議会運営委員長から提出されました、閉会中の継続調査の申出についてを緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1号の追加2として、直ちに審議することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の申出については、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1号の追加2として直ちに審議することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 追加日程第１の追加２、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和５年第１回四万十町議会臨時会を閉会します。

午後２時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会臨時議長

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員